

## 地下水質監視の考え方

### 1 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。）項目について平成 20 年度はメッシュ調査を県内 106 地点で、定点調査を県内の代表的な 19 地点で実施する。

#### (1) メッシュ調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26 項目)	県内を約 5 km 及び 10 km メッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内に設置されている井戸の中から新たな調査井戸を選定し、年 1 回以上測定	
要監視項目 (27 項目)	要監視項目の県内全体の概況が把握できるよう、順次選定し、年 1 回以上測定	

#### (2) 定点調査

項目	基本レベル	備考
環境基準項目 (26 項目)	長期的な観点から地下水質の経年的変化を把握するために県内の代表的な地点で、年 1 回継続的に測定	

### 2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するために周辺地下水について、環境基準超過項目及びその分解生成物等について調査する。

### 3 定期モニタリング調査

これまでの測定計画に基づく調査及び事業者からの報告等で判明した汚染の継続的な監視をするために、環境基準超過項目及びその分解生成物等について年 1 回以上調査する。

(参考)

平成 19 年度地下水質監視との主な変更点について

○ 事業者からの報告等により判明した汚染における汚染井戸周辺地区調査等について

平成 17 年 6 月 29 日付けの「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の一部改正についての中で、事業者からの報告等により判明した汚染についての調査を測定計画に位置づけるように変更された。

これを受けて、これまで測定計画外の調査として実施してきた事業者からの報告等により判明した汚染についての汚染井戸周辺地区調査及びモニタリング調査を平成 20 年度の測定計画に位置づけることとした。

<p>平成元年9月14日付 環水管第189号 水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について 別紙 地下水質調査方法(抜粋)</p>	<p>平成17年6月29日付 環水企発第050629002号環 水土発第050629002号 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定 及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理 基準について」の一部改正について(抜粋)</p>
<p>2水質調査の種類 水質調査の種類は次のとおりとする。 (1)概況調査 地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じ、年次計画を立てて、計画的に実施することとする。 なお、本調査の一環として、地域における一定の代表的な地点において長期的な観点から水質の経年的変化を把握することにも配慮することが望ましい。 (2)汚染井戸周辺地区調査 概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。 (3)定期モニタリング調査 汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的実施する地下水の水質調査とする。</p>	<p>2. 測定計画(法第16条関係) (2)地下水の水質測定計画 1)水質調査の種類は次のとおりとする。 ①概況調査 地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じ、年次計画を立てて、計画的に実施することとする。 ②汚染井戸周辺地区調査 概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。 ③定期モニタリング調査 汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的実施する地下水の水質調査とする。</p>

○ 追加要監視項目について

平成 16 年 3 月 31 日付けの「水質汚濁に係る人の健康に関する環境基準等の施行等について」(参考資料 2) の中で、要監視項目として新たに追加された塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウランの 5 項目について、測定計画に位置づけることとした。